



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項)	(取扱課室名)	ページ
○ 告示		
388 平成24年度地籍調査事業計画	(地域政策課)	1
389 県立自然公園の公園事業の一部決定	(環境生活総務課)	6
390 生活保護法による医療機関の指定	(福祉保健総務課)	6
391 〃	(〃)	6
392 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課)	7
393 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更	(〃)	7
394 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の変更	(〃)	8
395 〃	(〃)	8
*396 県立こころの医療センター診療費収納事務の委託	(医務課)	8
397 大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要	(商工振興課)	8
398 〃	(〃)	9
399 県営土地改良事業計画の決定	(農業農村整備課)	9
400 〃	(〃)	10
401 〃	(〃)	10
402 〃	(〃)	10
403 平成24年度狩猟免許試験の実施	(果樹園芸課)	11
404 平成24年度狩猟免許更新に係る適性試験及び講習の実施	(〃)	12
405 漁業災害補償法の規定による区域の指定	(水産振興課)	14
406 〃	(〃)	14
407 平成14年和歌山県告示第360号(漁業災害補償法の規程による区域の設定)の一部改正	(〃)	15
408 平成15年和歌山県告示第643号(漁業災害補償法の一定の水域)の一部改正	(〃)	15
409 基本測量の終了	(技術調査課)	15
410 〃	(〃)	15
○ 人事委員会告示		
4 平成24年度和歌山県職員採用 I 種試験の実施		15
○ 公安委員会告示		
18 技能検定員審査及び教習指導員審査の実施		20
○ 選挙委員会告示		
25 平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号(不在者投票管理者となる病院等の指定)の一部改正		21

告 示

和歌山県告示第388号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項の規定により平成24年度地籍調査事業計画を次のと

おり定めた。

平成24年4月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行う者の名称

和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町、湯浅町、広川町、有田川町、美浜町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、古座川町、串本町

2 調査地域

別表1参照

3 調査期間

平成24年4月17日から平成25年3月31日

別表1

郡市名	町村名	調査地域名
和歌山市		相坂の一部 松原の一部 江南の一部 葉勝寺の一部 冬野の一部 園部の一部 六十谷の一部 堀止東1丁目 堀止西1丁目 小松原6丁目 砂山南2丁目の一部 砂山南3丁目の一部 砂山南4丁目の一部 湊の一部 松江中2丁目 松江東3丁目 松江東4丁目 仁井辺の一部 本渡の一部 小松原5丁目の一部 今福1丁目の一部 砂山南1丁目の一部 西浜の一部 松江の一部 秋月の一部 太田の一部
海南市		藤白の一部 冷水の一部 日方の一部 高津 小野田の一部 阪井の一部 大野中の一部 扱沢 東畑の一部 木津の一部 九品寺の一部
橋本市		隅田町下兵庫の一部 隅田町山内の一部 隅田町霜草の一部

有田市	柏原の一部 出塔の一部 隅田町芋生 隅田町垂井の一部 恋野の一部 胡麻生の一部 紀見の一部 細川の一部 隅田町中下
御坊市	山田原の一部 千田の一部 初島町里の一部
田辺市	湯川町丸山の一部 塩屋町北塩屋の一部 塩屋町南塩屋の一部 湯川町富安の一部
新宮市	新庄町の一部 秋津川の一部 上芳養の一部 伏菟野の一部 稲成町の一部 龍神村甲斐ノ川の一部 龍神村柳瀬の一部 龍神村宮代の一部 中辺路町近露の一部 中辺路町大内川の一部 和田の一部 熊野の一部 本宮町湯峯の一部 本宮町久保野の一部 本宮町下湯川の一部 本宮町大居の一部 文里二丁目の一部 龍神村安井の一部 本宮町川湯
紀の川市	佐野の一部 西敷屋の一部
	西大井の一部 田中馬場 上野 嶋 松井 粉河の一部 中鞆渕の一部 名手上の一部 桃山町調月の一部 貴志川町長山の一部 貴志川町長原の一部 貴志川町鳥居の一部 桃山町善田の一部 桃山町黒川の一部 久留壁の一部 東大井の一部 猪垣の一部 中津川の一部 藤井の一部

岩出市		北長田の一部 桃山町最上の一部 打田の一部 窪の一部 上鞆渕の一部 平野の一部 桃山町大原の一部 桃山町脇谷 竹房の一部
		西野の一部 野上野の一部 曾屋 金屋 中迫の一部 畑毛 山の一部
海草郡	紀美野町	箕六の一部 上ヶ井の一部 鎌滝の一部 高畑の一部 桂瀬の一部 今西の一部 松ヶ峯の一部
伊都郡	かつらぎ町	大字志賀の一部 大字東谷の一部 大字柏木の一部 大字新城の一部 大字花園北寺の一部 大字花園中南の一部 大字萩原の一部 大字笠田中の一部 大字笠田東の一部 大字上天野の一部 大字花園池之窪
	九度山町	大字北又の一部 大字中古沢の一部 大字東郷の一部
	高野町	大字高野山の一部 大字花坂の一部
有田郡	湯浅町	大字山田の一部
	広川町	大字下津木の一部 大字上津木の一部
	有田川町	大字杉野原の一部 大字遠井の一部 大字川口の一部 大字小原 大字中井原の一部 大字三田の一部 大字久野原の一部 大字彦ヶ瀬の一部 大字宇井苔の一部 大字井谷の一部 大字尾上

日高郡	美浜町	大字中の一部 大字修理川の一部 大字谷の一部 大字日物川の一部 大字境川の一部	
	由良町	大字和田の一部 大字三尾の一部	
	印南町	大字門前の一部 大字里の一部 大字吹井の一部 大字畑の一部 大字中の一部	
		大字印南の一部 大字山口の一部 大字西ノ地の一部 大字美里の一部 大字川又の一部 大字南谷の一部 大字古井の一部	
		島之瀬の一部 東神野川の一部 山内の一部 西岩代の一部 熊岡の一部 東岩代の一部 清川の一部	
	みなべ町		
	日高川町	大字小熊の一部 大字山野の一部 大字三百瀬の一部 大字中津川の一部 大字三十木の一部 大字下田原の一部 大字高津尾の一部 大字船津の一部 大字弥谷の一部 大字皆瀬の一部 大字寒川の一部 大字平川の一部 大字姉子の一部 大字初湯川の一部	
	西牟婁郡	白浜町	久木の一部 日置の一部 富田の一部 椿の一部
		上富田町	岩田の一部 岡の一部 生馬の一部 市ノ瀬の一部
		すさみ町	江住の一部 周参見の一部 口和深 和深川の一部 里野の一部

東牟婁郡	那智勝浦町	太間川の一部 佐本深谷 佐本根倉の一部
	古座川町	大字下里の一部 大字小阪の一部 大字二河の一部 大字八尺鏡野の一部
	串本町	大川の一部 鬮野川の一部 伊串の一部 和深の一部

和歌山県告示第389号

和歌山県立自然公園条例（昭和34年和歌山県条例第2号）第9条第1項の規定に基づき、次に掲げる県立自然公園に関する公園事業の一部を決定したので、同条第2項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

これらの県立自然公園の区域を表示した図面は、和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課自然環境室及び西牟婁振興局健康福祉部並びに白浜町に備え付けて縦覧に供する。

平成24年4月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

田辺南部白浜海岸県立自然公園

公園事業の名称及び種類	区 域
臨海園地	西牟婁郡白浜町（臨海）

和歌山県告示第390号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成24年4月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
西医 153-23	辻村外科	日高郡みなべ町東吉田282	平成 24.3.1

和歌山県告示第391号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成24年4月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
日薬	三ツ星薬局	日高郡美浜町吉原261	平成

16-24

24.4.1

和歌山県告示第392号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成24年4月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3012000174	ケアフルズ	御坊市島695番地3	重度訪問介護	身体障害者	株式会社シーモ	御坊市島695番地3	平成24.4.1	平成30.3.31
3011700568	ヘルパーステーションぐりーん	紀の川市古和田487番地1 エクセル21・101号	居宅介護・重度訪問介護・同行援護	身体障害者 知的障害者 障害児 精神障害者	株式会社大樹	紀の川市古和田487番地1 エクセル21・101号	平成24.4.1	平成30.3.31
3012410159	ケアセンターしおん	白浜町1111-21	居宅介護・重度訪問介護・同行援護	身体障害者 知的障害者 障害児 精神障害者	特定非営利活動法人かぐや姫	白浜町堅田344番地の1	平成24.4.1	平成30.3.31
3010100885	シルバーネスト秋葉	和歌山市秋葉町43-5	同行援護	身体障害者 障害児	株式会社シルバーネスト	和歌山市秋葉町43-5	平成24.4.1	平成30.3.31
3010120867	すみれ訪問介護事業所	和歌山市堀止南ノ丁3-29	同行援護	身体障害者 障害児	医療法人療明会	和歌山市堀止南ノ丁4-11	平成24.4.1	平成30.3.31
3010100497	居宅介護事業所あんしあなとう	和歌山市松江東一丁目7番25号	同行援護	身体障害者 障害児	社会福祉法人河西福祉会	和歌山市松江東一丁目7番25号	平成24.4.1	平成30.3.31
3010100836	ウィッシュ訪問介護サービス	和歌山市出口端ノ丁20番地1	同行援護	身体障害者 障害児	有限会社ウィッシュ	和歌山市出口中ノ丁30番地	平成24.4.1	平成30.3.31
3010101081	ヘルパーステーションひまわり	和歌山市雑賀町98番地	同行援護	身体障害者 障害児	有限会社ヘルパーステーションひまわり	和歌山市雑賀町98番地	平成24.4.1	平成30.3.31
3011610148	生活支援センターありだりあ	有田川町大字井口8番地	同行援護	身体障害者 障害児	株式会社ありだりあ	有田川町大字井口8番地	平成24.4.1	平成30.3.31
3012115014	社会福祉法人印南町社会福祉協議会	印南町印南2009番地の1	同行援護	身体障害者 障害児	社会福祉法人印南町社会福祉協議会	印南町印南2009番地の1	平成24.4.1	平成30.3.31
3012300103	社会福祉法人新宮市社会福祉協議会	新宮市新町3-2-4	同行援護	身体障害者 障害児	社会福祉法人新宮市社会福祉協議会	新宮市野田1番1号	平成24.4.1	平成30.3.31
3012300228	王子介護	新宮市熊野地二丁目12番8号	同行援護	身体障害者 障害児	有限会社王子	新宮市熊野地二丁目12番8号	平成24.4.1	平成30.3.31
3012300376	合同会社スマイル	新宮市徐福二丁目1番25号	同行援護	身体障害者 障害児	合同会社スマイル	新宮市徐福二丁目1番25号	平成24.4.1	平成30.3.31

和歌山県告示第393号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定に基づき公示する。

平成24年4月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	障害福祉サービスの種類	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
3011700535	セントケア那賀	居宅介護・重度訪問介護・同行援護	事業所の名称及び所在地	セントケア打田 紀の川市古和田234	セントケア那賀 岩出市川尻14-1	平成 24.3.1

和歌山県告示第394号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者の指定の変更について、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成24年4月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	障害福祉サービスの種類	変更事項	変更前	変更後	変更指定年月日
3010100398	ビンセント療護園	生活介護	利用定員	90人	100人	平成 24.4.1

和歌山県告示第395号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者の指定の変更について、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成24年4月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	障害福祉サービスの種類	変更事項	変更前	変更後	変更指定年月日
3012410092	南紀あけぼの園	生活介護	利用定員	48人	50人	平成 24.4.1
		就労移行支援	利用定員	6人	10人	

和歌山県告示第396号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、和歌山県立こころの医療センター診療費の収納事務を平成24年4月1日から有限会社日本エコシステムに委託した。

平成6年和歌山県告示第241号（県立こころの医療センター診療費収納事務の委託）は、平成24年3月31日限り廃止した。

平成24年4月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第397号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成24年4月17日

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ふじと台ステーションビル「Estacion」東館
和歌山市中583-1(仮換地:4街区1-2画地及び2画地)
- 2 意見の概要
(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の関係法令を遵守し、廃棄物の減量化及び再資源化に取り組み周辺環境に影響を与えないよう努めてください。
(2) 騒音規制法、振動規制法及び和歌山県公害防止条例を遵守し、周辺環境に影響を与えないよう努めてください。
なお、近隣からの騒音対策等の要望があれば、必要に応じて対策を講じてください。
(3) 廃棄物処理法、建設リサイクル法を遵守し工事を施工し、周辺環境に影響を与えないよう努めてください。
(4) 屋外広告物条例を遵守し、周辺環境に影響を与えないよう努めてください。
- 3 意見の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
和歌山市まちづくり局まちおこし部商工まちおこし課(和歌山市七番丁23番地)
- 4 意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成24年4月17日から同年5月17日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第398号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成24年4月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
コジマNEW和歌山店
和歌山県和歌山市手平三丁目1番43号
- 2 意見の概要
特になし
- 3 意見の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
和歌山市まちづくり局まちおこし部商工まちおこし課(和歌山市七番丁23番地)
- 4 意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成24年4月17日から同年5月17日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第399号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき、県営ため池等整備事業西谷池地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定によりこの旨を公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画の決定について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に対して異議の申立てをすることができる。

平成24年4月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間 平成24年4月18日から平成24年5月18日まで(和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条第1項の県の休日を除く。)
- 3 縦覧場所 和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、那賀振興局地域振興部農地課、紀の川市農林商工部農地課

和歌山県告示第400号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき、県営ため池等整備事業渋ヶ谷池地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定によりこの旨を公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画の決定について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に対して異議の申立てをすることができる。

平成24年4月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間 平成24年4月18日から平成24年5月18日まで(和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条第1項の県の休日を除く。)
- 3 縦覧場所 和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、那賀振興局地域振興部農地課、紀の川市農林商工部農地課

和歌山県告示第401号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき、県営ため池等整備事業三栖新池地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定によりこの旨を公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画の決定について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に対して異議の申立てをすることができる。

平成24年4月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間 平成24年4月18日から平成24年5月18日まで(和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条第1項の県の休日を除く。)
- 3 縦覧場所 和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、西牟婁振興局地域振興部農地課、田辺市産業部農業振興課

和歌山県告示第402号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき、県営ため池等整備事業与根子池地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定によりこの旨を公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画の決定について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に対して異議の申立てをすることができる。

平成24年4月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書の写し

- 2 縦覧期間 平成24年4月18日から平成24年5月18日まで（和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項の県の休日を除く。）
- 3 縦覧場所 和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、東牟婁振興局地域振興部農業振興課、那智勝浦町観光産業課

和歌山県告示第403号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条の規定により、平成24年度狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成24年4月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 狩猟免許試験の日時及び場所

開催月日	曜日	開始時刻	会 場 名	所 在 地
7月13日	金	正午	打田町生涯学習センター	紀の川市西大井363
7月13日	金	正午	上富田文化会館	西牟婁郡上富田町朝来758-1
7月13日	金	正午	新宮市職業訓練センター	新宮市春日1番35号
8月25日	土	正午	和歌山ビッグ愛	和歌山市手平二丁目1-2
8月25日	土	正午	上富田文化会館	西牟婁郡上富田町朝来758-1

2 試験科目

(1) 適性試験

適性試験は、視力、聴力及び運動能力について行う。

(2) 技能試験

ア 鳥獣の判別

鳥獣の図画等により狩猟鳥獣及び狩猟鳥獣に誤認されやすい鳥獣のうち16種類の判別について行う。

イ 猟具の取扱い

(ア) 網猟免許に係るもの

a 網の猟具を見て、その使用の是非の判別について行う。

b 網の猟具1種類についての架設を行う。

(イ) わな猟免許に係るもの

a わなの猟具を見て、その使用の是非の判別について行う。

b わなの猟具1種類についての架設を行う。

(ウ) 第一種銃猟免許に係るもの

銃器の点検、分解、結合、装填、射撃姿勢及び脱砲並びに空気銃の圧縮操作、装填及び射撃姿勢並びに距離の目測等猟具の取扱いについて行う。

(エ) 第二種銃猟免許に係るもの

空気銃の圧縮操作、装填及び射撃姿勢並びに距離の目測について行う。

(3) 知識試験

鳥獣の保護及び狩猟に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護管理に関する知識について、択一式の筆記試験を行う。

3 狩猟免許試験の順序

適性試験及び知識試験を技能試験の前に行うものとし、適性試験又は知識試験のいずれかに合格しなかった者については、他の試験を行わない。

4 狩猟免許試験の免除

法第39条第3項の規定による網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許若しくは第二種銃猟免許を現に受

けている者が、他の狩猟免許に係る免許試験を受けようとする場合は、知識試験のうち鳥獣の保護及び狩猟に関する法令、鳥獣並びに鳥獣の保護管理に関する知識の試験を免除する。

5 受験資格

県内に住所を有する者。ただし、法第40条に規定する狩猟免許の欠格事由に該当する者を除く。

6 携帯品

- (1) 狩猟免許試験受験票
- (2) 筆記用具

7 狩猟免許試験の申込み

狩猟免許試験を受けようとする者は、狩猟免許申請書1通に必要事項を記載し、次の書類等を添付の上、住所地を管轄する振興局農業振興課に申し込むこと。

(1) 写真1枚

最近6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身かつ無背景のもの（縦3.0センチメートル×横2.4センチメートル）で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。

(2) 狩猟免許手数料

5,200円（和歌山県証紙）とする。ただし、網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許を現に受けている者が、他の狩猟免許に係る免許試験を受けようとする場合にあっては、3,900円とする。

(3) 銃砲又は刀剣類の所持の許可証の写し

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項の許可（以下「許可」という。）を受けている者にあっては、許可に係る許可証の写し

(4) 医師の診断書

許可を受けていない者は、法第40条第2号、第3号又は第4号に該当しないことを証する医師の診断書（申請時点で作成後3か月以内のもの）を提出すること。

8 免許申請書の提出期間及び時間

次に掲げる期間とする。ただし、和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に定める県の休日を除くものとし、申込時間は、午前9時から午後5時30分までとする。

- (1) 7月13日実施試験については、6月1日（金）から6月26日（火）まで
- (2) 8月25日実施試験については、7月12日（木）から8月8日（水）まで

9 その他

狩猟免許試験開始時刻に遅れた者の受験は、認めない。

和歌山県告示第404号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第51条の規定により、平成24年度狩猟免許更新に係る適性試験及び講習を次のとおり実施する。

平成24年4月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 適性試験及び講習の日時及び場所

開催月日	曜日	開始時刻	会 場 名	所 在 地
6月20日	水	午後1時30分	日高町中央公民館	日高郡日高町高家629
6月22日	金	午後1時30分	日高川町農村環境改善センター	日高郡日高川町小熊2416
6月27日	水	午後1時30分	日高川町日高川交流センター	日高郡日高川町高津尾718-3
6月29日	金	午後1時30分	みなべ町中央公民館	日高郡みなべ町谷口301-4

7月3日	火	午後1時30分	田辺市本宮行政局	田辺市本宮町本宮219
7月4日	水	午後1時30分	和歌山ビッグ愛	和歌山市手平2丁目1-2
7月10日	火	午後1時30分	龍神市民センター	田辺市龍神村安井1048-6
7月17日	火	午後1時30分	那智勝浦町体育文化会館	那智勝浦町天満441-8
7月18日	水	午後1時	那賀振興局 3階 大会議室	岩出市高塚209
7月18日	水	午後1時30分	上富田文化会館	西牟婁郡上富田町朝来758-1
7月19日	木	午後1時30分	清水文化センター	有田川町清水963-2
7月19日	木	午後1時30分	古座川町中央公民館	古座川町高池777
7月19日	木	午後1時30分	上富田文化会館	西牟婁郡上富田町朝来758-1
7月20日	金	午後1時30分	紀美野町総合福祉センター	紀美野町下佐々1408-4
7月21日	土	午後1時	きびドーム	有田川町下津野2021
7月23日	月	午後1時30分	大塔総合文化会館	田辺市鮎川2567
7月26日	木	午後1時	紀の川市那賀総合センター 大会議室	紀の川市名手市場1456
7月29日	日	午後1時30分	伊都振興局	橋本市市脇4丁目5-8
7月29日	日	午後1時30分	海南市海南保健福祉センター	海南市日方1519-10
7月31日	火	午後1時30分	かつらぎ町総合文化会館	かつらぎ町丁ノ町2454番地
7月31日	火	午後1時	きびドーム	有田川町下津野2022
7月31日	火	午後1時30分	新宮市職業訓練センター	新宮市春日1番35号
7月31日	火	午後1時30分	日置川拠点公民館	西牟婁郡白浜町日置980-1
8月2日	木	午後3時	北山村民会館	北山村大字大沼66
8月7日	火	午後1時30分	串本町文化センター	串本町串本2427
8月9日	木	午後1時	紀の川市総合センター桃山会館 大会議室	紀の川市桃山町調月384
8月30日	木	午後1時30分	和歌山ビッグ愛	和歌山市手平2丁目1-2

2 適性試験

試験は、視力、聴力及び運動能力について行う。

3 講習内容

- (1) 鳥獣の保護及び狩猟に関する法令 45分
- (2) 鳥獣の判別 45分
- (3) 猟具の取扱い 45分
- (4) 鳥獣の保護管理 45分

4 適性試験及び講習対象者

- (1) 県内に住所を有し、平成24年9月14日までの有効期間を有する狩猟免許を受けている者で当該狩猟免許と同種類の狩猟免許の更新を受けようとするもの。ただし、法第40条第2号、第3号又は第4号に掲げる者を除く。
- (2) (1) の該当者のうち、有効期間が満了していない異なる種の狩猟免許を受けている者については、当該狩猟免許についても更新することができる。

5 携帯品

- (1) 狩猟免許適性試験及び講習受講票
- (2) 筆記用具

(3) 講習テキスト

6 適性試験及び講習の申込み

適性試験及び講習を受けようとする者は、狩猟免許更新申請書1通に必要事項を記載し、次の書類等を添付の上、受講を希望する適性試験及び講習の開催日の10日前までに住所地を管轄する振興局農業振興課に申し込むこと。ただし、和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に定める県の休日を除くものとし、申込時間は、午前9時から午後5時30分までとする。

(1) 写真1枚

最近6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身かつ無背景のもの（縦3.0センチメートル×横2.4センチメートル）で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。

(2) 狩猟免許更新手数料

2,800円（和歌山県証紙）とする。

(3) 銃砲又は刀剣類の所持の許可証の写し

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項の許可（以下「許可」という。）を受けている者にあつては、許可に係る許可証の写し

(4) 医師の診断書

許可を受けていない者は、法第40条第2号、第3号又は第4号に該当しないことを証する医師の診断書（申請時点で作成後3か月以内のもの）を提出すること。

7 その他

適性試験及び講習の開始時刻に遅れた者の受講は、認めない。

和歌山県告示第405号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第118条第3項の規定により単位漁場区域を次のように定める。

平成24年4月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業災害補償法第114条第3号に掲げる養殖業

（養殖業の種類）

小割り式一年魚たい養殖業、小割り式二年魚たい養殖業、小割り式三年魚たい養殖業、小割り式ふぐ養殖業、小割り式一年魚かんぱち養殖業、小割り式二年魚かんぱち養殖業、小割り式三年魚かんぱち養殖業、小割り式一年魚しまあじ養殖業及び小割り式二年魚しまあじ養殖業

名 称	単位漁場区域
第11池田	和特区第711号特定区画漁業権の漁場の区域
第12池田	和特区第712号特定区画漁業権の漁場の区域
第13池田	和特区第713号特定区画漁業権の漁場の区域
第14細野	和特区第714号特定区画漁業権の漁場の区域
第15古賀浦	和特区第715号特定区画漁業権の漁場の区域
第16古賀浦	和特区第716号特定区画漁業権の漁場の区域

和歌山県告示第406号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第118条第3項の規定により単位漁場区域を次のように定める。

平成24年4月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

漁業災害補償法第114条第3号に掲げる養殖業
(養殖業の種類)
かき養殖業

名称	単位漁場区域
第5浦神	和特区第605号特定区画漁業権の漁場の区域

和歌山県告示第407号

平成14年和歌山県告示第360号(漁業災害補償法の規定による区域の設定)の一部を次のように改正する。

平成24年4月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

表中第10細野の項及び第9池田の項を削る。

和歌山県告示第408号

平成15年和歌山県告示第643号(漁業災害補償法の一定の水域)の一部を次のように改正する。

平成24年4月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

表中第10細野の項及び第9池田の項を削る。

和歌山県告示第409号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成24年4月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 基本測量(電子国土基本図(オルソ画像)作成)
- 2 作業期間 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで
- 3 作業地域 紀の川市、御坊市、田辺市、上富田町、白浜町、かつらぎ町、紀美野町、有田川町、日高川町、広川町、印南町、みなべ町

和歌山県告示第410号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成24年4月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 基本測量(基盤地図情報(標高・オルソ)作成)
- 2 作業期間 平成23年9月2日から平成24年3月31日まで
- 3 作業地域 橋本市、紀の川市、かつらぎ町

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第4号

平成24年度和歌山県職員採用I種試験を次の要綱により実施する。

平成24年4月17日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

平成24年度和歌山県職員採用 I 種試験要綱

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分		採用予定人員	主 な 職 務 内 容
一般行政職	通常枠	45人程度	知事部局又は教育委員会等における事務
	特別枠	10人程度	
学校事務職		7人程度	県立学校における事務
警察事務職		13人程度	警察本部又は警察署等における事務
情報職		2人程度	知事部局等における情報処理の専門知識を生かした行政の情報化推進等の業務
総合土木職		15人程度	知事部局等における道路、河川及び土地改良事業等に関する施工監理等の業務
建築職		2人程度	知事部局等における県営住宅等県立施設の施工監理、建築指導等の業務
電気職A		1人程度	知事部局等における電気設備等の施工及び保守管理等の業務
電気職B		1人程度	警察本部等における電気設備等の施工及び保守管理等の業務
機械職		1人程度	知事部局等における機械設備等の施工及び保守管理等の業務
化学職		2人程度	知事部局等における公害の規制指導、検査分析及び試験研究等の業務
農学職		6人程度	知事部局等における農業・畜産に関する指導、普及、試験研究等の業務
林学職		3人程度	知事部局等における森林政策、林業・木材産業の指導及び森林土木事業の施工監理等の業務
水産職		2人程度	知事部局等における水産に関する行政事務及び試験研究等の業務

2 受験資格

(1) 次のアからウまでのいずれかの要件を満たす人

ア 昭和52年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた人

イ 平成3年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は平成25年3月末日までに卒業見込みの人

ウ 人事委員会がイに該当する人と同等の資格があると認める人

(2) 次のいずれかに該当する人は、受験できない。

ア 日本国籍を有しない人

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する人（準禁治産者を含む。）

3 試験日、試験地及び合格発表

	試 験 日	試 験 地	合 格 発 表
第1次試験	平成24年6月24日(日)	和歌山市	平成24年7月上旬に県庁北別館 2 階本館連絡通路に

		田辺市	掲示するとともに、合格者に通知する。
第2次試験	【一般行政職特別枠以外の試験区分】 (1日目)平成24年7月下旬の指定する1日 個別面接①、論文試験、適性検査 (2日目)平成24年8月下旬の指定する1日 個別面接②、集団討論(集団討論は、一般行政職通常枠のみ)	和歌山市	平成24年9月上旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに、受験者全員に通知する。
	【一般行政職特別枠】 (1日目)平成24年7月中旬の指定する1日 論文試験、適性検査 (2日目)平成24年8月中旬の指定する1日 面接試験		

4 試験の方法及び内容

(1) 一般行政職特別枠以外の試験区分

	試験種目	配点	内 容	試験時間
第1次試験	教養試験(択一式)	400点	公務員として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験 出題数55題のうち50題を解答する選択解答制とする。 ア 選択解答出題分野(社会科学、人文科学及び自然科学)30題中25題を選択解答とする。 イ 必須解答出題分野(文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈)25題を必須解答とする。	2時間30分
	専門試験(択一式)	600点	試験区分に応じた専門的知識及び能力についての筆記試験(択一式)40題を全問必須解答とする。 (ただし、総合土木職は、45題中25題を必須解答、残り20題中15題を選択解答とする。) 情報職は、記述式及び択一式試験とする。	2時間
第2次試験	論文試験	200点	一定のテーマによる識見、表現力、判断力等についての記述試験(1200字程度)	1時間30分
	面接試験	1800点	人物、能力、性格等についての個別面接(2回)及び集団討論(集団討論は、一般行政職通常枠のみ)	
	適性検査		通常の職務遂行に必要な適性についての検査 なお、検査結果は面接試験の参考資料とする。	

(2) 一般行政職特別枠

	試験種目	配点	内 容	試験時間
第1次試験	教養試験(択一式)	120点	前記(1)の第1次試験 教養試験と同内容	2時間30分
	専門試験(択一式)	180点	前記(1)の第1次試験 専門試験と同内容	2時間
	アピール論文試験	700点	高度な能力や実績等を得る過程で培った能力をアピールする論文試験(文字数及び枚数の制限なし)	1時間30分
第2次試験	論文試験	200点	前記(1)の第2次試験 論文試験と同内容	1時間30分
	面接試験	1400点	自身が培った能力等を県政にどのように活かすかのプレゼンテーション及び人物、性格等についての個別面接	

験		(注) 第2次試験日前の指定する日までに、特筆すべき個人の能力、実績等を証明する書類等の提出を求めるが、その提出書類等に虚偽が判明した場合は、採用資格を失う。	
	適性検査	前記 (1) の第2次試験 適性検査と同内容	

(3) 試験内容等

ア 試験の内容は、大学卒業程度とする。

イ 第1次試験の合格者は、各試験種目の総合得点順に決定し、最終合格者は、第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点順に決定する。ただし、各試験種目には合格基準があり、一つでも基準に達しないものがある場合は、総合得点が高くても不合格となる。

ウ 専門試験の出題分野は、おおむね次のとおりである。

試験区分	出 題 分 野
一般行政職通常枠 一般行政職特別枠 学校事務職 警察事務職	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、国際関係等
情 報 職	数学、情報基礎理論、通信・ネットワーク、システム開発・運用、情報セキュリティ等
総 合 土 木 職	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、材料・施工、土壌物理、農業水利、土地改良、農地造成、農業造構等
建 築 職	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工等
電 気 職 A・B	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学等
機 械 職	数学・物理、材料力学、流体力学、熱力学、電気工学、機械力学・制御、機械設計、機械材料、機械工作等
化 学 職	数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学等
農 学 職	栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壤肥料学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般、食品化学等
林 学 職	森林政策・森林経営学、造林学（森林生態学、森林保護学を含む。）、林業工学、林産一般、砂防工学等
水 産 職	水産事情・水産経済・水産法規、水産環境科学、水産生物学、水産資源学、漁業学、増養殖学、水産化学、水産利用学等

5 受験手続及び受付期間

(1) 申込用紙の配布場所

- 和歌山県人事委員会事務局
- 和歌山県パスポートセンター
- 和歌山県庁正面玄関サービスステーション
- 各振興局地域振興部総務県民課
- 海草振興局建設部海南工事事務所
- 東牟婁振興局串本建設部総務管理課
- 和歌山県東京事務所
- わかやま喜集館
- 和歌山県名古屋観光センター
- 和歌山県警察本部警務課

和歌山県警察本部交通センター交通企画課

県内各警察署

(2) 申込用紙の郵便による請求

申込用紙を郵便で請求する場合は、切手を貼った宛先明記の返信用封筒を必ず同封して、和歌山県人事委員会事務局に請求すること。

また、和歌山県のホームページの「電子申請／申請書」から申込用紙等を印刷することも可能である。

(3) 申込方法

次のいずれかにより和歌山県人事委員会事務局に申し込むこと。

ア 郵送の場合

所定の申込用紙（申込書、受験票及び写真票）に必要事項を記入し、写真票に顔写真を貼って、和歌山県人事委員会事務局まで郵送すること。また、封筒の表に「I種試験受験申込み」と朱書きし、必ず簡易書留郵便にすること。

イ インターネットの場合

和歌山県のホームページの「電子申請／申請書」画面を選択し、画面の指示に従って入力すること。

(4) 受付期間

ア 郵送による申込みの場合

平成24年5月14日（月）から受付を開始し、平成24年5月25日（金）までの消印のあるものを受け付ける。

イ インターネットによる申込みの場合

平成24年5月7日（月）の午前10時から平成24年5月18日（金）の午後4時までに受信したものを受け付ける。ただし、電子申請システムの管理運営上の都合により変更する場合がある。

(5) 受験票等の交付

ア 郵送による申込みの場合

申込書を受理した場合は、受付期間終了後に受験票を交付する。

なお、申込書の記載事項に不備があるときは受理しない場合がある。

イ インターネットによる申込みの場合

申込みを受理した場合は、メールを送付するので、電子申請・届出サービス内で状況を確認すること。

なお、受験票の発行は、受付期間終了後に行うので、再度電子申請・届出サービス内で状況を確認すること。

その後指示に従い受験票及び写真票をダウンロードし、書面に出力の上、受験番号等必要事項を記入し、写真票に顔写真を貼ること。

なお、試験当日、写真票に顔写真が貼られていない場合は、受験することができない。

6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成する和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、各任命権者からの請求により人事委員会が成績順に提示し、その中から採用者が決定される。採用の時期は、おおむね平成25年4月の予定である。

(2) 採用時の給料月額は、178,800円（平成24年4月1日現在の一般行政職の場合）で、経歴その他に応じて一定の額が加算される。

このほか職員の給与に関する条例等の定めに従い、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

7 点字等による受験

一般行政職については、点字受験が可能であるので、希望する人は和歌山県人事委員会事務局に申し出ること。

また、車椅子、ルーペの使用、拡大文字による受験等を希望する人も同様に申し出ること。

8 試験結果の開示

この試験の結果については、和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）第25条第1項の規定により、口頭で開示請求することができる。

開示を希望する人は、以下により受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等の顔写真付きで公的機関発行のものに限る。）を持参の上、和歌山県人事委員会事務局に請求すること。

試験の種類	請求できる人	開 示 内 容	開 示 期 間
第1次試験	第1次試験不合格者	総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月間 （土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）午前9時（開示期間の初日は、合格発表後）から午後5時45分まで
第2次試験	第2次試験受験者	(1) 第1次試験の総合得点及び総合順位 (2) 第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位	

9 その他

この試験についての問い合わせは、和歌山県人事委員会事務局にすること。

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第18号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「国家公安委員会規則」という。）第1条及び第10条第1項の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。

平成24年4月17日

和歌山県公安委員会委員長 大 桑 埴 嗣

1 審査の種類等

種 類	内 容	期 日	場 所
技能検定員審査（大型） 技能検定員審査（中型） 技能検定員審査（普通） 技能検定員審査（大特） 技能検定員審査（大自二） 技能検定員審査（普自二） 技能検定員審査（牽〔けん〕引） 技能検定員審査（大型二種） 技能検定員審査（中型二種） 技能検定員審査（普通二種）	技能検定に関する技能及び知識	平成24年6月13日（水）から同月15日（金）までの3日間	和歌山市西1番地 交通センター内 和歌山県警察本部 交通部運転免許課
教習指導員審査（大型） 教習指導員審査（中型） 教習指導員審査（普通） 教習指導員審査（大特） 教習指導員審査（大自二） 教習指導員審査（普自二） 教習指導員審査（牽〔けん〕引） 教習指導員審査（大型二種） 教習指導員審査（中型二種） 教習指導員審査（普通二種）	教習に関する技能及び知識		

2 申請手続

(1) 申請の受付期間

平成24年5月8日(火)から同月15日(火)までの毎日(ただし、土曜日及び日曜日を除く。)午前9時から午後5時まで

(2) 申請場所

和歌山市西 1 番地 交通センター内 和歌山県警察本部交通部運転免許課

(3) 申請に必要な書類等

ア 運転免許証

イ 審査申請書(申請場所で所定の用紙を交付する。)

ウ 国家公安委員会規則第17条各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

エ 写真(申請前6か月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの無帽、正面、上三分身、無背景のもの)1枚

(4) 審査手数料

ア 教習指導員審査手数料

15,000円を超えない範囲内において和歌山県使用料及び手数料条例(昭和22年和歌山県条例第28号)で定める額

イ 技能検定員審査手数料

23,500円を超えない範囲内において和歌山県使用料及び手数料条例で定める額

3 審査についての問い合わせ先

和歌山県警察本部交通部運転免許課運転免許試験場教習所係(電話073-473-0110 内線363)

選挙委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第25号

平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号(不在者投票管理者となる病院等の指定)の一部を次のように改正する。

平成24年4月17日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

第1項の表中 「国 保 す さ み 病 院 | 西牟婁郡すさみ町周参見2380番地 |」を「国
国 保 直 営 串 本 病 院 | 東牟婁郡串本町串本2175番地の1 |」

保 す さ み 病 院 | 西牟婁郡すさみ町周参見2380番地 |」に「医療法人日進会
日 比 記 念 病 院
国 保 古 座 川 病 院 |」

東牟婁郡那智勝浦町朝日一丁目221番地の1 |」を「医療法人日進会
日 比 記 念 病 院 | 東牟婁郡那智勝浦町朝日
東牟婁郡串本町古座1035番地 |」

一丁目221番地の1 |」に改める。